

## ▶ 第十一回特別弔慰金請求書の受付開始について

### ○第十一回「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の趣旨

令和2年(2020年)が戦後75周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

○請求期間 令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日  
(請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

### ○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年(2020年)4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 令和2年(2020年)4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた(基本的に同一の戸籍に入っていた方)に限ります。

◎3、4については、戦没者等の死亡時に生まれていることが、前提となります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債(年額5万円)  
第1回目償還日 令和3年(2021年)4月15日  
以後毎年4月15日以降、償還先郵便局等において受け取りができます。  
※償還日が過ぎたものは、まとめてお受け取りができます。

問合せ先 役場本庁福祉課 ☎72-1229、各支所 健康福祉係

## ▶ 多様な労働者が活躍できる環境整備のための法改正が進んでいます！

○改正パートタイム・有期雇用労働法が令和2年4月から施行されます(中小企業は令和3年4月から適用)。

### ポイント

- ・正社員とパートタイム、有期雇用労働者との間で給与などのあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。
- ・待遇差がある場合はその理由の説明を求められるようになります。
- ・職場でのトラブルについて紛争解決援助制度が利用できます。

○労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となります(中小企業は令和4年4月から)。

### ポイント

- ・事業主は次の措置を講じなければなりません。
    1. 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針の明確化及びその周知・啓発
    2. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
    3. 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
    4. 相談者等のプライバシーを保護するための必要な措置を講じることとその労働者への周知等
  - ・事業主に相談等をした労働者に対する不利益取り扱いが禁止されます。
- ※客観的にみて業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については該当しません。

問合せ先 熊本労働局 雇用環境・均等室 ☎096-352-3865

## ▶ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・応募を受け付けます

○農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、次期委員の推薦・応募を下記の要領で受け付けます。

### ▼定員

○農業委員=町内全域19人(うち認定農業者が過半数以上。1人は農業者以外の者)

○農地利用最適化推進委員=地区割28人  
※いずれも推薦・応募者多数の場合は選考。

### ▼推薦・応募資格

- 次のいずれにも該当する人
- ①山都町に住所を有する者
  - ②山都町職員でない者
  - ③政治活動や宗教活動に利用しない者
  - ④暴力団の構成員(構成団体の構成員を含む)でない者

### ▼任期等

- 任期 3年(令和2年7月20日~令和5年7月19日)
- 報酬  
農業委員・・・基本額240,000円/年  
農地利用最適化推進委員・・・基本額120,000円/年

### ▼推薦・応募方法

- 4月13日開始  
5月11日締め切り(必着)  
推薦・応募書類を山都町農業委員会事務局まで郵送または持参してください。  
推薦・応募書類は  
・本庁2階 山都町農業委員会事務局  
・清和支所 農林建設水道係  
・蘇陽支所 農林建設水道係  
に備え付けています。  
また、HPからダウンロードすることも出来ます。

### お知らせ

農地の貸し借り、売買、転用には申請が必要です。  
申請は通常毎月25日締め切りとなっておりますが、**4月は22日が締め切り**となりますので申請される方はご注意ください。

問合せ・申込み先  
〒861-3592 山都町浜町6番地  
山都町農業委員会 ☎72-1156

農地利用最適化推進委員募集区域及び定数		
矢部①(御岳1)	上川井野・川野・成君・田所 下川井野・野尻・男成	1
矢部②(御岳2)	麻山・入佐・畑・小笹	1
矢部③(白糸)	菅・津留・目丸・犬飼・新小 白藤・長原・田吉	2
矢部④(下矢部)	万坂・藤木・勢井・柚木 牧野・白小野・荒谷・猿渡 三ヶ・葛原	1
矢部⑤(中島1)	島木2・島木3・島木4 北中島1	2
矢部⑥(中島2)	島木1・金内・原・田小野 北中島2	1
矢部⑦(名連川1)	下名連石	2
矢部⑧(名連川2)	御所・黒川	2
矢部⑨(浜町1)	浜町・下馬尾・千滝・南田 市原・山田・芦屋田・長田	1
矢部⑩(浜町2)	城平・城原・下市・杉木 上寺	1
清和①	郷野原・川口・井無田・長成	2
清和②	大平・仏原・高月・安方 米生・市の原・仮屋	2
清和③	須原・尾野尻・鎌野・東緑川 貫原・小中竹・木原谷・小峰 西緑川	2
清和④	鶴ヶ田	2
蘇陽①	東竹原・柳・伊勢(梶原) 高辻・高畑	1
蘇陽②	長谷・玉目・伊勢(旅草) 上差尾・大見口・二津留・柏	2
蘇陽③	下山・橘・花上・二瀬本	1
蘇陽④	菅尾・塩原・塩出迫・米迫 今・八木	1
蘇陽⑤	馬見原・長崎・滝上・神ノ前 白石・大野・方ヶ野・柳井原	1